

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2024.10.19



GRAN NEXT フィナンシャルズ

追加型投信／内外／株式

当ファンドはサステナブル・ファンドではありません。サステナブル・ファンドの説明は、P. 1をご覧ください。

ファンドは、NISAの成長投資枠の対象です。
※販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(株式 一般)です。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「GRAN NEXT フィナンシャルズ」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年4月3日に関東財務局長に提出しており、2024年4月19日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJアセットマネジメント株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の合計純資産総額

37兆6,593億円
(2024年7月31日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufg.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。



メガトレンドをとらえる未来への投資

過去、産業革命期に電気や自動車の発明・普及をきっかけとした構造的変化を伴う巨大な潮流が幅広い分野で生じ、私たちの生活を急速に変化させました。

未来の世界は、一見予測不可能に見えるかもしれませんが。しかし、注意深いリサーチによって、すでに世界に潜在している大きな変化の兆候を見出すことができると思っています。

今後起こりうる社会の変化やイノベーションをメガトレンドとしてとらえ、長期間持続すると考えられる投資テーマを選定し、当ファンドを含む複数のファンドで構成されるGRAN NEXTを設定しました。

当ファンドは、投資テーマのうち金融関連に着目し、日本を含む世界各国の企業の株式等に投資することで、中長期的な値上がり益の獲得をめざします。

なお、当ファンドとGRAN NEXTを構成するファンド間ではスイッチングが可能です*。

メガトレンドをとらえる中で、複数の長期的テーマの中から機動的に投資テーマをお選びいただけるGRAN NEXT。

皆さまの資産運用・資産形成の選択肢のひとつとして、ご活用いただけると幸いです。

2024年4月

三菱UFJアセットマネジメント

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。



◆当ファンドは「サステナブル・ファンド」ではありません。サステナブル・ファンドとは、ファンドの投資判断プロセスにおいてESG要素を主要とし、環境や社会の課題解決・改善に寄与する企業等への投資を行い、お客様の資産形成および持続可能な社会の実現に貢献するファンドとして、三菱UFJアセットマネジメントが定めたファンドをいいます。サステナブル・ファンドへの認定および除外は今後見直す場合があります。詳細については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

(<https://www.am.mufg.jp/corp/sustainability/sustainability.html>)

ESGとは、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字を取ったものです。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

日本を含む世界各国(新興国を含みます。以下同じ。)の株式等を実質的な主要投資対象とし、主として中長期的な値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

特色

1

主として日本を含む世界各国の金融関連企業の株式等(DR(預託証券)を含みます。)に投資を行います。

- 外国投資法人であるブラックロック・グローバル・ファンズーワールド・フィナンシャルズ・ファンドの投資信託証券(クラスI2・円建て)*を主要投資対象とします。また、マネー・マザーファンドへの投資も行います。

※以下、「ワールド・フィナンシャルズ・ファンド」ということがあります。

- ワールド・フィナンシャルズ・ファンドへの投資を通じて、日本を含む世界各国の金融関連企業の株式等に投資を行います。

■ DR(預託証券)とは、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

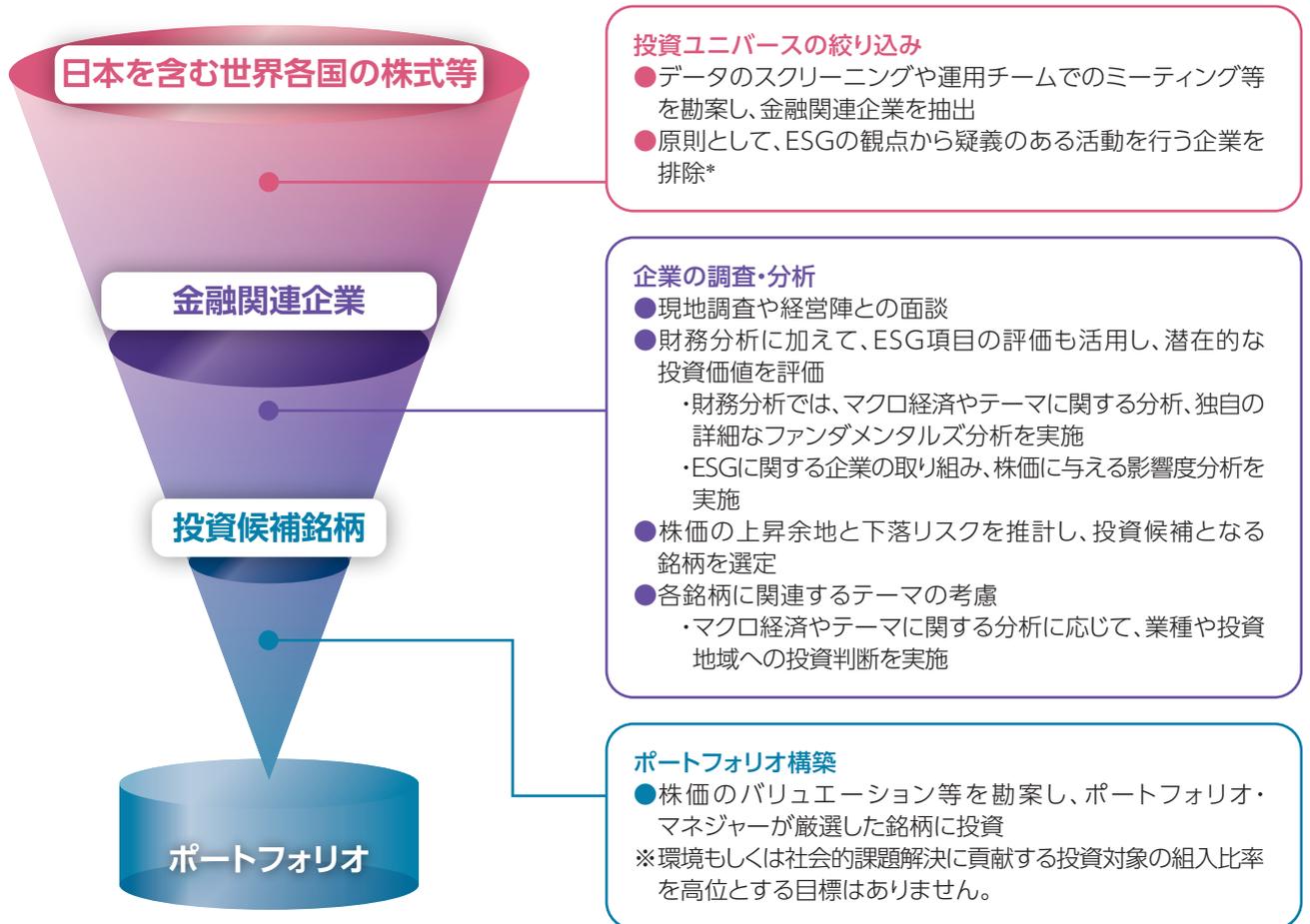


金融関連企業の株式等の中から、独自の詳細な企業調査・分析を行い、ポートフォリオ構築を行います。

■外国投資法人の運用プロセス

ワールド・フィナンシャルズ・ファンドでは、投資対象企業に対するボトムアップの調査・分析に加えて、ESGに関する各企業の取り組みと、それらが株価に与える影響度を詳細に分析 (ESG項目の評価) した上で、各企業の将来の成長性を予測しつつ、ポートフォリオを構築します。

※ワールド・フィナンシャルズ・ファンドの運用プロセスにおけるESG項目の評価や排除(エクスクリューション)は、投資銘柄選定の主たる要素ではありません。



ESGとは、環境(Enviroment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字を取ったものです。

*排除(エクスクリューション)について

「問題のある兵器(核兵器を含む)」「化石燃料」「国連グローバル・コンパクト違反者」「民間火器」「タバコ」の分野に属する企業等は原則として投資対象に含まれませんが、ESGの観点から将来的な改善が期待されるとブラックロックが考える企業等については、一定の条件を満たす場合、一部投資対象となることがあります。

1 上記はポートフォリオ構築の概略を示したものであり、すべてを網羅するものではありません。また、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。上記プロセスは、今後変更されることがあります。

2 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページをご覧ください。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

(出所) ブラックロック・ジャパン株式会社の資料に基づき三菱UFJアセットマネジメント作成



ワールド・フィナンシャルズ・ファンドの運用は、ブラックロックグループの投資顧問会社*が行います。

- ブラックロックグループは1988年に設立され、世界35カ国以上に拠点を有する独立系の資産運用会社グループです。
- 同グループは世界に約2,800名の運用のプロフェッショナルを有し、世界最大級の運用資産残高約1,712兆円を誇ります。
(2024年6月末時点、為替レートは1米ドル=160.86円)
- 上記ファンドを運用する株式チームは、充実した調査体制を有しており、同グループのリソースを最大限に活用します。

*ブラックロックグループの投資顧問会社は、ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク[米国]、ブラックロック・インベストメント・マネジメント LLC[米国]、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド[イギリス]、ブラックロック(シンガポール)リミテッド[シンガポール]のことをいいます。

*投資顧問会社は、運用の指図権限をさらにブラックロックグループの他の会社に委託する場合があります。

(出所)ブラックロック・ジャパン株式会社の資料に基づき三菱UFJアセットマネジメント作成



原則として、為替ヘッジを行いません。

- 実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。



年1回の決算時(1月19日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

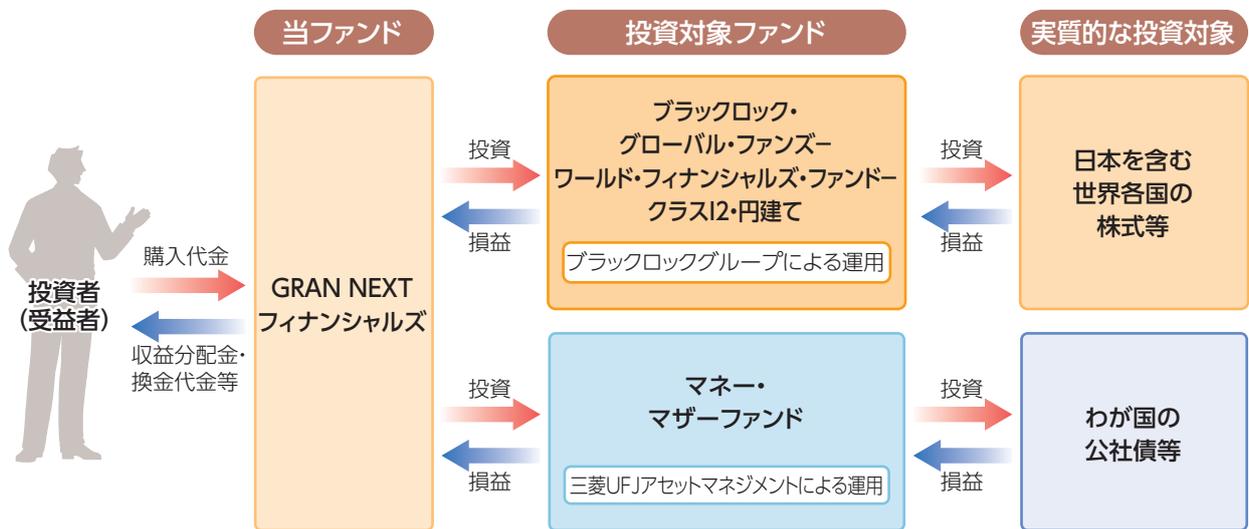
分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
(初回決算日は、2025年1月20日です。)

■ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

- ・ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資するしくみです。



- 1 当ファンドを含めた「GRAN NEXT」を構成する各ファンド間でスイッチングが可能です。「GRAN NEXT」は、「GRAN NEXT エネルギー」、「GRAN NEXT フード」、「GRAN NEXT モビリティ」、「GRAN NEXT テクノロジー」、「GRAN NEXT ヘルスサイエンス」、「GRAN NEXT フィナンシャルズ」、「GRAN NEXT マネープールファンド」の7ファンドで構成されています。販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。スイッチングを行う場合の購入時手数料は、販売会社が定めています。なお、スイッチングにより換金をする場合は、換金代金の利益に対して税金がかかります。くわしくは販売会社にご確認ください。
- 1 「GRAN NEXT エネルギー」、「GRAN NEXT フード」、「GRAN NEXT モビリティ」はサステナブル・ファンドです。「GRAN NEXT テクノロジー」、「GRAN NEXT ヘルスサイエンス」、「GRAN NEXT フィナンシャルズ」、「GRAN NEXT マネープールファンド」はサステナブル・ファンドではありません。サステナブル・ファンドの説明は、P.1をご覧ください。

■主な投資制限

株式への投資	株式への直接投資は行いません。
投資信託証券への投資	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への直接投資は行いません。
デリバティブ	デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。(投資信託証券を通じて行う場合を含みます。)

追加的記載事項

投資対象ファンドの概要

ブラックロック・グローバル・ファンズ・ワールド・フィナンシャルズ・ファンド・クラスI2・円建て	
形態	ルクセンブルク籍・外国投資法人
管理会社	ブラックロック(ルクセンブルク)エス・エー[ルクセンブルク]
投資顧問会社 (投資運用会社)	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク[米国]、 ブラックロック・インベストメント・マネジメント LLC[米国]、 ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド[イギリス]、 ブラックロック(シンガポール)リミテッド[シンガポール]
投資態度	<ul style="list-style-type: none">・日本を含む世界各国の金融関連企業の株式等を主要投資対象とし、トータル・リターンを最大化をめざします。・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。・効率的な運用を目的として、デリバティブ取引を利用することがあります。・不動産投資信託証券に投資を行う場合があります。未上場株式に投資可能です。・資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
主な投資対象	日本を含む世界各国の株式等
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none">・株式への投資割合は、ファンドの純資産総額の70%以上とします。・未上場株式への投資割合は、ファンドの純資産総額の10%以下とします。
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額の年0.75%
その他の費用・ 手数料	税金、法律関係の費用、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料、設立費用、保管費用、借入金・立替金の利息等がかかる場合があります。また、有価証券の貸付を行った場合、その収益の一部がブラックロックグループの会社へ支払われます。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2024年3月27日
決算日	毎年8月31日
収益分配方針	原則として分配を行わず信託財産の成長をめざします。

マネー・マザーファンド

投資態度	わが国の短期公社債等を中心に投資し、主として安定した利子等収益の確保を図ります。
------	--



投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けませんが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に組み入れる株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

特定の テーマに 沿った銘柄に 投資する リスク

ファンドは、特定のテーマ(金融関連企業)に沿った銘柄に投資するため、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また、より幅広い銘柄に分散投資する場合と比べてファンドの基準価額が大きく変動する場合があります。

為替変動 リスク

主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に外貨建資産に投資を行います。実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。

信用リスク

株式の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、株式の価格が下落すること、配当金が減額あるいは支払いが停止されること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。

流動性 リスク

株式を売買しようとする際に、その株式の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。

カントリー・ リスク

ファンドは、新興国の株式に実質的な投資を行うことがあります。新興国への投資は、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響などを受けることにより、先進国への投資を行う場合に比べて、為替変動・価格変動・信用・流動性のリスクが大きくなる可能性があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

<投資対象ファンド(国内投資信託を除く)の信用リスク管理方法>

投資対象ファンドの管理会社および投資運用会社は、投資対象ファンドにおいて、欧州委員会が制定した指令(UCITS指令)に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。

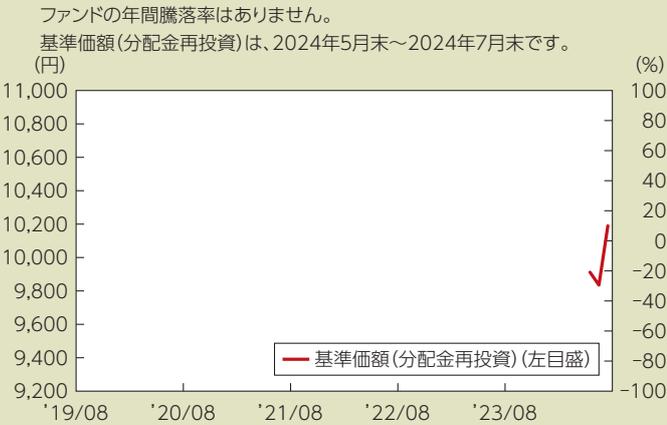


投資リスク

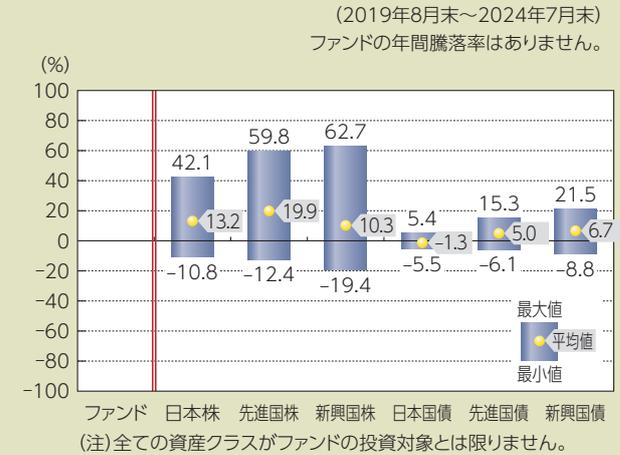
■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したもとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

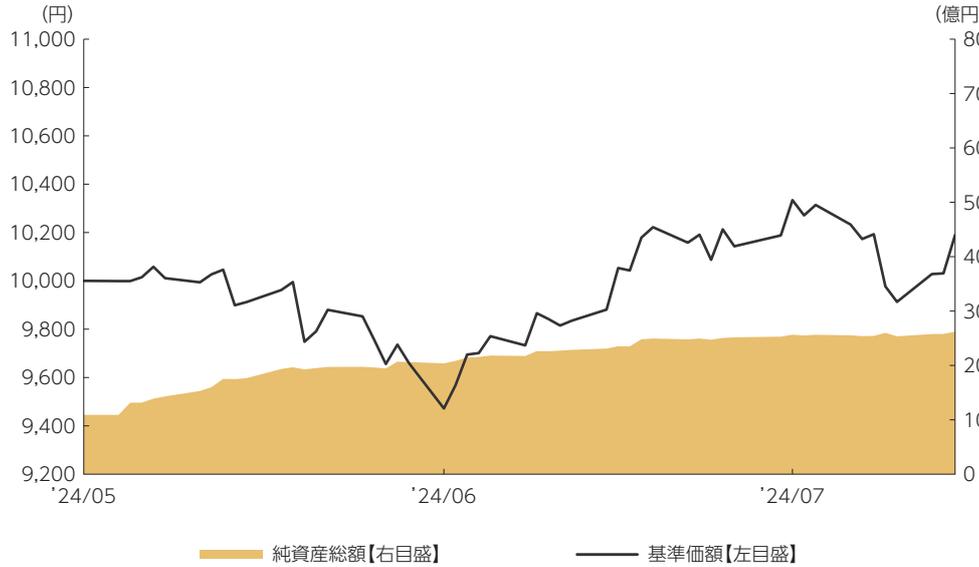


運用実績

2024年7月31日現在

■基準価額・純資産の推移

2024年5月17日(設定日)～2024年7月31日



- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	10,190円
純資産総額	26.2億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

- 第1回目の決算日は2025年1月20日のため、該当事項はありません。

■主要な資産の状況

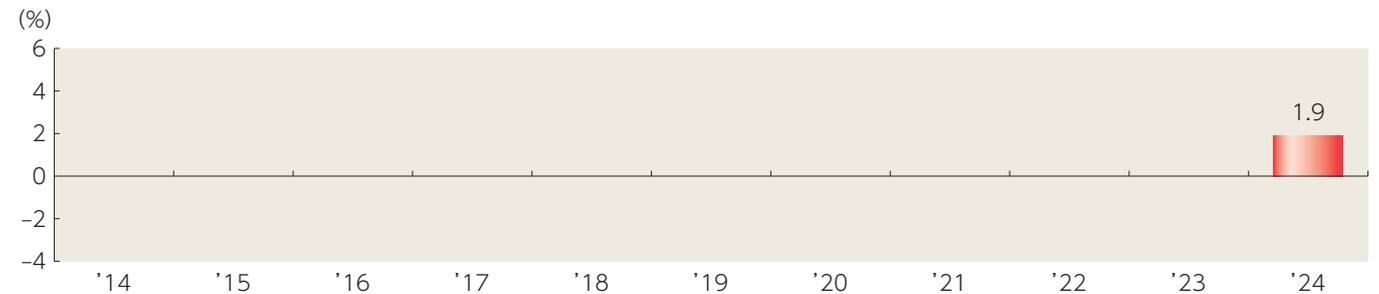
資産構成	比率
ブラックロック・グローバル・ファンズ・ワールド・フィナンシャルズ・ファンド・クラスI2・円建て	98.5%
マネー・マザーファンド	0.0%
コールローン他(負債控除後)	1.5%
合計	100.0%

組入上位銘柄	国・地域	業種	比率
1 BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	銀行	3.9%
2 WELLS FARGO	アメリカ	銀行	3.8%
3 GOLDMAN SACHS GROUP INC	アメリカ	資本市場	3.7%
4 CITIGROUP INC	アメリカ	銀行	3.3%
5 GLOBAL PAYMENTS INC	アメリカ	金融サービス	3.2%
6 BARCLAYS PLC	イギリス	銀行	3.1%
7 WESTERN ALLIANCE	アメリカ	銀行	3.0%
8 KKR AND CO INC	アメリカ	資本市場	3.0%
9 DISCOVER FINANCIAL SERVICES	アメリカ	消費者金融	3.0%
10 CHARLES SCHWAB CORP	アメリカ	資本市場	2.9%

- 比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

- ブラックロック・ジャパン(以下、ブラックロックという場合があります)提供の資料(現地月末営業日基準)に基づき作成
- 比率は実質的な投資を行う投資信託証券の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 国・地域はブラックロックによる定義に基づいています。業種はブラックロックの運用チームによる分類であり、変更する場合があります。
- オプションなどのデリバティブが組み入れられる場合には、特定の銘柄の影響度合いは組入比率の通りとは限りません。

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額で計算
- 2024年は設定日から7月31日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



手続・手数料等

■お申込みメモ

 購入時	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万円当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。

 換金時	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。

 申込について	申込不可日	次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・ルクセンブルクの銀行の休業日 ・12月24日 ・投資対象とする外国投資法人の投資信託証券の申込受付停止日
	申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。 ※ただし、2024年11月5日以降は、以下の通りとなります。 原則として、午後3時30分までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合があります。
	購入の申込期間	2024年5月17日から2025年4月18日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象証券の取得・換金の制限、投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 また、下記の信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。

 その他	スイッチング	GRAN NEXTを構成するファンド間でのスイッチングが可能です。 販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。 スイッチングを行う場合の購入時手数料は、販売会社が定めています。 なお、スイッチングにより換金をする場合は、換金代金の利益に対して税金がかかります。 くわしくは販売会社にご確認ください。
	信託期間	無期限(2024年5月17日設定)
	繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・GRAN NEXTを構成する各ファンドの受益権の総口数の合計が60億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき なお、ファンドが主要投資対象とする外国投資証券が存続しないこととなった場合には繰上償還となります。

決算日	毎年1月19日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は2025年1月20日
収益分配	年1回の決算時に分配金額を決定します。(分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。) 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	2,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(https://www.am.mufg.jp/)に掲載します。
運用報告書	毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA(少額投資非課税制度)」の適用対象となります。 ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象です。 販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



手続・手数料等

■ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
	販売会社	購入価額に対して、 上限3.30% (税抜 3.00%) (販売会社が定めます)	ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等

(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)

信託財産留保額	ありません。
---------	--------

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	<p>日々の純資産総額に対して、年率1.133% (税抜 年率1.030%)をかけた額</p> <p>1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)</p> <p>※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。</p> <p>各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。</p> <table border="1"> <tr> <th>支払先</th> <th>配分(税抜)</th> <th>対価として提供する役務の内容</th> </tr> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.25%</td> <td>ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.75%</td> <td>交付運用報告書等各种書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.03%</td> <td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の発行等</td> </tr> </table> <p>※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。</p>	支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容	委託会社	0.25%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等	販売会社	0.75%	交付運用報告書等各种書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等	受託会社	0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の発行等
	支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容											
	委託会社	0.25%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等											
販売会社	0.75%	交付運用報告書等各种書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等												
受託会社	0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の発行等												
投資対象とする 投資信託証券	<p>投資対象ファンドの純資産総額に対して年率0.75%(運用および管理等にかかる費用) (マネー・マザーファンドは除きます。)</p> <p>※投資対象とする外国投資信託証券では、保管報酬および事務処理に要する諸費用が別途投資対象ファンドから支払われます。また、投資対象とする外国投資信託証券で有価証券の貸付を行った場合、その収益の一部がブラックロックグループの会社へ支払われます。投資対象とする外国投資信託証券においては、実質的な保管報酬および事務処理に要する諸費用は事前に把握ができないため表示しておりません。</p>													
実質的な負担	<p>ファンドの純資産総額に対して年率1.883%程度 (税抜 年率1.780%程度)</p> <p>※投資対象とする投資信託証券の信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。</p>													
その他の費用・ 手数料	<p>以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・投資対象とする投資信託証券における諸費用および税金等 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 <p>※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。</p>													

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。第2計算期間以降の毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2024年7月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

運用報告書作成対象期間が到来していないため、該当事項はありません。



目論見書を読み解くガイド

https://www.am.mufg.jp/basic/first_time/faqpoint/index.html